日 調 連 発 第 １ ８ 号
令 和 ２ 年 ４ 月 ７ 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

電力システム改革に伴う分社化に係る登記申請業務の下部委譲について（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

機密性２　可用性２　完全性２

法務省民二第３０８号
令和２年３月２７日

法務局長　殿
（東京及び名古屋，東京は参考送付）
地方法務局長　殿
（静岡，長野及び名古屋法務局管内）

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

電力システム改革に伴う分社化に係る登記申請業務の下部委譲について
（通知）

標記の件について，別紙甲号のとおり中部電力株式会社代表取締役から民事局長宛てに照会があり，別紙乙号のとおり回答しましたので，この旨を貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

受付
2.4.01
日調連

別紙甲号

令和２年３月１６日

法務省民事局長　殿

名古屋市東区東新町１番地
中部電力株式会社
代表取締役　　勝野　哲

電力システム改革に伴う分社化に係る登記申請業務の下部委譲について（照会）

謹啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます

さて、弊社におきましては、登記申請業務の下部委譲に伴う委任事項につきまして、平成２７年（２０１５年）１２月１日付け法務省民二第７７４号にてご教示を賜っております。

おかげをもちまして、電力供給設備等の用に供するための用地買収、送電線下における地役権設定等に関する登記申請について弊社代表取締役から出先機関の長に委任事項を包括的なものにした委任状を交付し、これを使用した登記の申請を行うことにより、登記申請業務の合理化、迅速化が大いにはかられております。

２０２０年４月、弊社は電力システム改革に伴い「中部電力株式会社」と「中部電力パワーグリッド株式会社」に分社し、上記登記申請業務を中部電力パワーグリッド株式会社に承継いたします。

つきましては、中部電力パワーグリッド株式会社においても従来と同様に、別紙様式の委任状を使用して登記申請を行うことといたしたいと考えますので、ご多用中恐縮ではありますが、なにぶんのご教示を賜りたく、ご照会もうしあげます。

なお、差し支えない場合は、名古屋法務局および同局管内地方法務局ならびに静岡地方法務局および長野地方法務局の登記官に周知をいただきますようお願い申し上げます

敬　具

（添付資料）
包括委任状（案）

以　上

法務省
-2.3.17
第388号
民事局民事第一課

委　任　状

名古屋市東区東新町１番地
中部電力パワーグリッド株式会社
（出先機関の長）　○○　○○

私は上記の者を代理人と定め，次の事項に関する一切の権限を委任します。

１．中部電力パワーグリッド株式会社を登記権利者とする土地について，所有権移転の登記（仮登記を含む。）の申請及び中部電力パワーグリッド株式会社を買主とする土地売買契約の締結

２．中部電力パワーグリッド株式会社を登記権利者とする地役権及び地上権の設定，変更，更正の登記（仮登記を含む。）の申請並びに地役権及び地上権の設定，変更契約の締結

３．中部電力パワーグリッド株式会社を登記義務者とする土地について，所有権移転の登記の申請及び中部電力パワーグリッド株式会社を売主とする土地売買契約の締結

４．中部電力パワーグリッド株式会社を登記義務者とする地役権及び地上権の変更，更正の登記及び登記の抹消の申請並びに地役権及び地上権の変更契約，登記の抹消契約の締結

５．中部電力パワーグリッド株式会社を地役権者とする地役権及び中部電力パワーグリッド株式会社を地上権者とする地上権が設定されている土地の所有権を中部電力パワーグリッド株式会社が取得した場合における権利の混同を原因とする当該地役権及び地上権の登記の抹消の申請並びに当該地役権及び地上権が権利の混同により消滅したことの証明

６．中部電力パワーグリッド株式会社所有の土地について，分筆，合筆及び更正，変更の登記の申請

７．中部電力パワーグリッド株式会社を地役権者とする地役権の登記の申請に添付すべき地役権の範囲を証する情報及び図面の作成

８．中部電力パワーグリッド株式会社が所有する土地及び権利を有する土地について，登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記の申請

９．上記の登記申請の取下げ及びその場合の申請書添付書類の原本還付請求とその受領並びに登録免許税の現金還付証明書交付請求又は未使用証明の請求とその受領

１０．上記の登記の登記識別情報及び登記完了証の受領並びに委任状及び資格証明書の原本還付請求及びその受領

１１．上記の登記の電子申請における登記識別情報の暗号化及び復号に関する一切の権限

１２．上記の登記申請についての復代理人の選任

年　　月　　日

名古屋市東区東新町１番地
中部電力パワーグリッド株式会社
代 表 取 締 役　○○　○○

別紙乙号

機密性２　可用性２　完全性２

法務省民二第３０９号
令和２年３月２７日

中部電力株式会社
代表取締役　勝野　哲　殿

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

電力システム改革に伴う分社化に係る登記申請業務の下部委譲について
（回答）

本年３月１６日付けをもって照会のありました標記の件については，貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお，この旨を名古屋法務局，同局管内地方法務局，静岡地方法務局及び長野地方法務局に通知しましたので，申し添えます。

機密性２　可用性２　完全性２

法務省民二第３１０号
令和２年３月２７日

法務局長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

電力システム改革に伴う分社化に係る登記申請業務の下部委譲について
（通知）

標記の件について，別紙甲号のとおり関西電力株式会社代表取締役から民事局長宛てに照会があり，別紙乙号のとおり回答しましたので，この旨を貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

別紙甲号

令和２年　３月　１７日

法務省民事局長　殿

大阪市北区中之島３丁目６番１６号
関西電力株式会社
代表取締役　　森本　孝

電力システム改革に伴う分社化に係る登記申請業務の下部委譲について（照会）

謹啓　時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます

さて、弊社は電力供給設備の用に供するための用地買収、送電線下地役権の設定、その他権利設定ならびに表題登記等に関する登記申請業務について、弊社代表取締役から各地域の業務機関の長に対し、下部委譲を行った上で、当該業務機関の長を申請人として実施しております。

２０２０年４月、弊社は電力システム改革に伴い「関西電力株式会社」と「関西電力送配電株式会社」に分社し、上記登記申請業務を関西電力送配電株式会社に承継いたします。つきましては、関西電力送配電株式会社においても従来と同様に、以下の業務機関の長を申請人とした取扱いとし、また、包括委任状について別添のとおりにいたしたく考えますが、この取扱いで差し支えないか貴省の御見解を賜りたく、ご照会申し上げます。

謹白

組　織	申　請　人
支　社	関西電力送配電株式会社　代表取締役○○　○○ 契約代理人 関西電力送配電株式会社　△△支社　支社長　□□　□□
電力本部	関西電力送配電株式会社　代表取締役○○　○○ 契約代理人 関西電力送配電株式会社　△△電力本部　電力本部長　□□　□□
電力システム技術センター	関西電力送配電株式会社　代表取締役○○　○○ 契約代理人 関西電力送配電株式会社　電力システム技術センター所長　□□　□□

以　上

（添付資料）
委任状
関西電力送配電株式会社組織図

法務省
-2.3.18
第　411　号
民事局民事第一課

委　　任　　状

関西電力送配電株式会社　　支社
支社長

私は上記の者を代理人と定め、次の事項に関する一切の権限を委任します。

1．関西電力送配電株式会社を登記権利者とする土地についての所有権移転登記の申請ならびに所有権に関する仮登記の申請および関西電力送配電株式会社を買主とする土地売買契約の締結

2．関西電力送配電株式会社が所有する土地についての分筆、合筆および更正、変更の登記の申請

3．関西電力送配電株式会社を登記権利者とする地役権設定、更正、変更および地上権設定、更正、変更の登記の申請ならびに地役権設定、変更契約および地上権設定、変更契約の締結

4．関西電力送配電株式会社を登記義務者とする土地についての所有権移転登記の申請および関西電力送配電株式会社を売主とする土地売買契約の締結

5．関西電力送配電株式会社を登記義務者とする地役権および地上権の更正、変更の登記および登記の抹消の申請ならびに地役権および地上権の変更契約の締結、登記の抹消に係る証明

6．関西電力送配電株式会社を地役権者とする地役権および関西電力送配電株式会社を地上権者とする地上権が設定されている土地の所有権を関西電力送配電株式会社が取得した場合における権利の混同を原因とする当該地役権および地上権の登記の抹消の申請

7．関西電力送配電株式会社が所有する建物について、表題登記、表題部の更正、表題部の変更、保存および滅失の登記の申請

8．関西電力送配電株式会社が所有する土地、建物および権利を有する土地、建物について、登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記の申請

9．上記1から8の登記申請についての登記原因証明情報の作成および登記識別情報の受領

10．上記1から8の登記申請についての登記識別情報の暗号化および復号に関する一切の件

11．上記1から8の登記申請の取下げおよび原本還付請求とその受領ならびに登録免許税の現金還付証明書交付請求、または再使用証明の請求とその受領

12．上記1から11の権限についての復代理人の選任

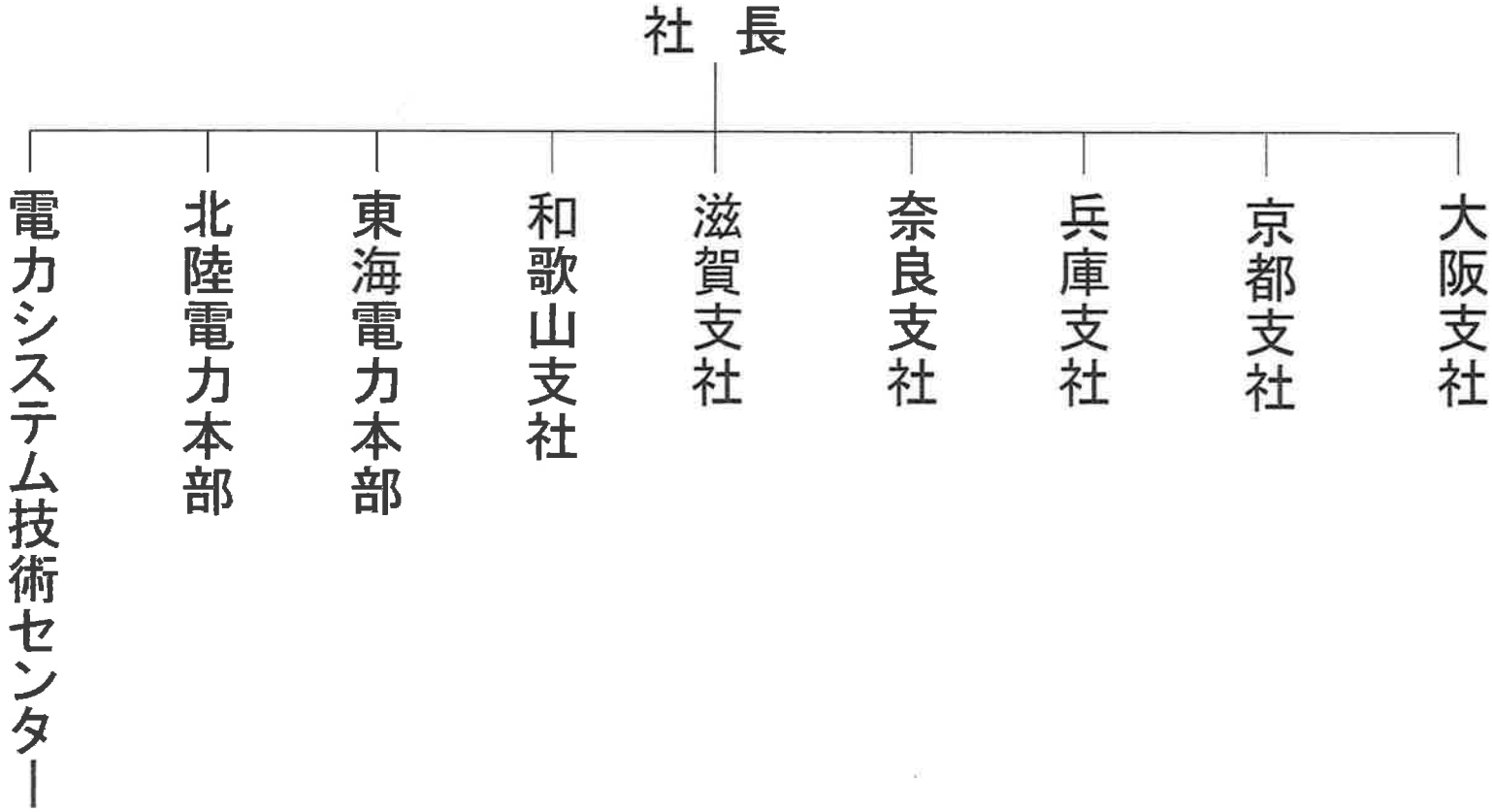
13．不動産登記令第7条第1項第6号別表8項および9項の規定による、地役権設定の範囲を証する情報を記載した書面および地役権図面の作成

14．上記13の書面および図面への記名押印または署名

年　　月　　日

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力送配電株式会社
代表取締役

参考｜関西電力送配電株式会社組織図



別紙乙号

機密性２　可用性２　完全性２

法務省民二第３１１号
令和２年３月２７日

関西電力株式会社
代表取締役　森本　孝　殿

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

電力システム改革に伴う分社化に係る登記申請業務の下部委譲について
（回答）

本年３月１７日付けをもって照会のありました標記の件については，貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお，この旨を法務局・地方法務局に通知しましたので，申し添えます。

機密性２　可用性２　完全性２

法務省民二第４５４号
令和２年７月１０日

法務局長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

電力システム改革に伴う分社化に係る登記申請業務の下部委譲について
（通知）

標記の件について，別紙甲号のとおり東北電力ネットワーク株式会社代表取締役から民事局長宛てに照会があり，別紙乙号のとおり回答しましたので，この旨を貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

別紙甲号

２０２０年　７月　８日

法務省民事局長　殿

仙台市青葉区本町一丁目７番１号
東北電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長　坂本　光弘

電力システム改革に伴う分社化に係る登記申請業務の下部委譲について（照会）

拝啓　時下ますますご清祥のことと、お慶び申しあげます。

さて、弊社は、電力システム改革に伴い、２０２０年４月１日に一般送配電事業を東北電力株式会社より承継し、電力供給の用に供するための用地買収、送電線下地における地役権設定等の登記申請に関する業務についても承継いたしております。

東北電力株式会社においては、これらの登記申請業務について、代表取締役より当該業務機関の長に下部委譲を行ったうえで、当該業務機関の長を申請人として実施しておりました。

つきましては、弊社におきましても、従来と同様に業務機関の長を申請人とした取扱いとし、また、包括委任状について、別添のとおりにいたしたく考えますが、この取り扱いで差支えないか貴省のご意見を賜りたく、ご照会申しあげます。

敬具

（添付資料）
委任状（案）

法務省
-2.7.-8
第743号
民事局民事第一課

委　任　状

（各支社所在地番）
東北電力ネットワーク株式会社
○○支社長　　○○　○○

受任者印	

私は上の者を代理人と定め以下の権限を委任する。

（１）東北電力ネットワーク株式会社を登記権利者とする地役権設定の登記の申請ならびに地役権設定契約の締結

（２）東北電力ネットワーク株式会社を地役権者とする地役権証明書の発行ならびに地役権図面への記名押印

（３）上記（１）および（２）に掲げる行為についての復代理人の選任

年　　月　　日

宮城県仙台市青葉区本町一丁目７番１号
東北電力ネットワーク株式会社
代表取締役　　○○　○○

別紙乙号

機密性２　可用性２　完全性２

法務省民二第４５５号
令和２年７月１０日

東北電力ネットワーク株式会社
代表取締役　坂本　光弘　殿

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

電力システム改革に伴う分社化に係る登記申請業務の下部委譲について
（回答）

本年７月８日付けをもって照会のありました標記の件については，貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお，この旨を法務局・地方法務局に通知しましたので，申し添えます。